

雇用関係助成金に関するQ&A

Q1. 当社で活用できる助成金が知りたいのですが？

A1: 助成金ごとにその目的とする趣旨や制度が異なりますので、助成金等検索表（この冊子の最初のページ参照）を参考に事業所の採用計画や雇用管理改善計画に適合する助成金を確認し、各助成金取扱機関の助成金担当窓口でご相談ください。

Q2. 雇用保険適用事業所でなければ助成金を受けることはできないのですか？

A2: 雇用関係助成金は、雇用保険料の一部を財源として創設されていますので、雇用保険適用事業所（創業・新設の場合には雇用保険適用事業所となる予定であること）でなければ活用することができません。また、雇用保険適用事業所であっても、労働保険料の滞納がある場合には支給できない場合もあります。

Q3. 新規学卒者が対象の助成金については大学や専門学校の紹介の場合も該当しますか？

A3: 一部の助成金はハローワークの紹介を条件としていますが、「助成金の取扱いに係る同意書」を労働局に提出している学校等（無料職業紹介事業者）の紹介も対象となります。
ハローワーク以外より応募希望の問い合わせがあった時点で、同意書の提出がある職業紹介事業者の紹介状が交付されているか確認をお願いします。

Q4. 助成金申請にあたり、時間外手当の支給や労働者の休日など申請した助成金とは関係がないような事項が問われるのはどうしてですか？

A4: 雇用関係助成金は、雇用創出や労働者の能力開発だけを目的としたものではなく、労働者が継続して勤務を続けていくことができるよう、事業主に対して、労働関係法令の遵守や雇用管理改善を促す目的も併せ持っています。そのため、労働関係法令が遵守されていない場合には不支給となることもありますので、ご了承下さい。

Q5. 同時に複数の助成金の支給を受けることはできますか？

A5: 助成金には、それぞれ助成目的と助成の対象があります。雇用関係助成金をおおまかに分類すると、
①雇用創出にあたり投資した設置・整備費用の助成を行うもの
②雇入れた労働者の賃金助成を行うもの
③労働者の能力開発費用の助成を行うもの
④労働環境の改善費用の助成を行うもの
となりますが、助成目的と助成対象が同じでなければ同時に受給すること（併給）は可能です。
同時に複数の助成金の活用を検討されている場合は、併給が可能か、事前に助成金担当窓口でご相談ください。

Q6. 助成金には税金がかかりますか？

A6: 雇用関係助成金は、原則として税金の課税対象となります。
税務申告に関する詳細は、事業所所轄の税務署へお問い合わせください。